

法テラスシンポジウム 開催決定

支え合う社会へ—子どもの貧困から考える生活困窮者の自立支援と司法

日本司法支援センター（以下、「法テラス」という。）は、平成28年2月20日（土）シンポジウムを開催します。一般市民をはじめ、教育関係者や福祉関係者の方に参加いただけるよう、報道等のご協力をお願いいたします。

内容 現代社会において、「貧困」は誰もが陥る可能性のある身近な問題です。平成27年4月から生活困窮者の自立を支援する制度が始まりましたが、この制度がうまく働くためには、地域社会の役割が重要とされています。本シンポジウムでは、「子どもの貧困」を素材として、「子どもを含む生活困窮者の自立のためにどのような解決の道筋があるのか」、「身近なところに存在する貧困問題に私たちがどのように関われば良いのか」等について、私たちが共に考える機会を持ち、「支え合う社会へ」向けて歩みを進める第一歩にしたいと思います。

開催のご案内

日時 平成28年2月20日（土）
13:00～16:35

場所 東京ウィメンズプラザホール
東京都渋谷区神宮前5-53-67

参加 無料（要・参加申込み）
手話通訳有
託児サービス有（先着10名まで）

お申込み方法

参加を希望される方は、郵便番号・住所・氏名・職業・電話番号・年齢・性別のほか、「子どもの貧困」「生活困窮者自立支援」等についての登壇者へのご質問等がございましたらご記入の上、平成28年2月5日（金）までに、法テラスシンポジウムウェブサイト、FAX、Eメール、ハガキ、電話にてご応募下さい。

-  **法テラスシンポジウム**
<http://www.kuba.co.jp/houterasusympo2015>
-  **03-3238-1837**
受付時間 / 24時間受付
-  **houterasusympo2015@kuba.jp**
受付時間 / 24時間受付
-  送付先 / 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3丁目
11-15 UEDAビル 6F
(株)クパプロ内 法テラスシンポジウム参加受付事務局
-  **03-3238-1689**
受付時間 / 10:00～18:00 (土日・祝日を除く)

平成27年度 法テラスシンポジウム

支え合う社会へ

子どもの貧困から考える
生活困窮者の自立支援と司法

参加無料
要・参加申込み
定員 250名
多言語通訳有
託児サービス有

日時:
平成28年2月20日(土)
13:00～16:35(予定)
開場 12:30 開会 13:00

会場:
東京ウィメンズプラザ
ホール
東京都渋谷区神宮前5-53-67

Program

- 13:00～13:30 開会・本誌贈呈式
賓 賀 晴 公益財団法人法テラス代表理事
- 13:30～13:55 基調講演
両 藤 彰 氏 東京大学助教授
「子どもの貧困「私たちにできること」
- 13:55～14:15 質疑応答①
朝 辻 新 子 氏 中央大学法政経済学部教授
「子どもの貧困「見えてきたこと」
- 14:15～14:35 質疑応答②
野 澤 真 樹 氏 慶応義塾大学助教授
「貧困の現場における弁護士の実践」
- 14:35～14:55 法テラスの紹介
- 14:55～15:10 休憩
- 15:10～16:30 パネルディスカッション
「支え合う社会へ—生活困窮者の自立支援と司法」

司会: 両藤彰氏 (東京大学助教授)

本誌: 日本司法支援センター(法テラス)

後援: 最高裁判所、内閣府男女共同参画局、消費者庁、法務省、文部科学省(伊藤中)、厚生労働省、東京都(伊藤中)、日本弁護士連合会、東京弁護士会、東京府弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、日本司法研修所、東京司法研修所、日本司法研修所協会、東京司法研修所、日本司法研修所協会、東京司法研修所、公益財団法人日本司法研修所協会

日本司法支援センター
法テラス

後援 最高裁判所、内閣府男女共同参画局、消費者庁、法務省、厚生労働省ほか

簡単解説「法テラス」

私たち法テラス（日本司法支援センター）は、
国が設立した法的トラブル解決のための総合案内所です。

「借金」「離婚」「相続」・・・さまざまな法的トラブルを抱えてしまったとき、「だれに相談すればいいの？」、「どんな解決方法があるの？」と、わからないことも多いはず。こうした**問題解決への「道案内」をするのが私たち「法テラス」の役目**です。

全国の相談窓口が一つになっていないために情報にたどりつけない、経済的な理由で弁護士など法律の専門家に相談ができない、近くに専門家がない、といったいろいろな問題があり、これまでの司法は使い勝手がよいとは言えないものでした。

そうした背景の中、刑事・民事を問わず、国民のみなさまが**どこでも法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるようにしよう**という構想のもと、総合法律支援法に基づき、平成18年4月10日に設立された法務省所管の公的な法人。それが、**日本司法支援センター（通称：法テラス）**です。

法テラスの業務

- ◆お問い合わせの内容に合わせて、解決に役立つ法制度や地方公共団体、弁護士会、司法書士会、消費者団体などの関係機関の相談窓口を法テラス・サポートダイヤルや全国の法テラス地方事務所にて、**無料でご案内**しています（情報提供業務）。
- ◆また、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、**無料法律相談**や必要に応じて**弁護士・司法書士費用**などの立替えを行っています（民事法律扶助業務）。
- ◆このほか、犯罪の被害にあわれた方などへの支援（犯罪被害者支援業務）等、**総合法律支援法に定められた5つの業務**を中心に、**公益性の高いサービス**を行っています（ほかに**司法過疎対策業務**、**国選弁護**等関連業務があります）。